

独立行政法人国民生活センター法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人国民生活センター

（参考）解散する特殊法人等の名称 国民生活センター

2．法人の目的

国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うこと。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事3名、監事2名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

会長、理事長、理事5人、監事2人

5．業務の範囲（主な業務）

(1)国民生活の改善に関する情報提供

(2)国民生活に関する苦情、問合せ等に対する情報提供

(3)(1)及び(2)の業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じた国民生活に関する情報提供

(4)国民生活の実情等に関する総合的な調査研究

(5)国民生活に関する情報収集 等

6．法人設立予定時期

平成15年10月1日

独立行政法人北方領土問題対策協会法案（仮称）の概要

1. 法人の名称

独立行政法人北方領土問題対策協会

（参考）解散する特殊法人等の名称 北方領土問題対策協会

2. 法人の目的

- ・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること。
- ・北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ること。

3. 職員の身分

非国家公務員

4. 役員の名称・数

理事長、理事 1 名、非常勤理事 5 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

会長、副会長 2 名、理事 9 名、監事 2 名

5. 業務の範囲（主な業務）

- (1) 北方領土問題等についての国民世論の啓発
- (2) 北方領土問題等についての調査研究
- (3) 北方地域の元島民等に対する援護
- (4) 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づく元島民等に対する貸付業務

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

「特殊法人等整理合理化計画」の指摘を踏まえて、貸付業務のうち市町村資金を廃止

6. 法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人平和祈念事業特別基金

（参考）解散する特殊法人等の名称 平和祈念事業特別基金

2．法人の目的

今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 1 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 2 人、監事 1 人

5．業務の範囲（主な業務）

(1) 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

(2) 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。

(3) 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。

(4) 前三号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。

(5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(6) 戦後強制抑留者等に対する慰労の事務及び審査等の事務を行うこと。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

（独立行政法人情報通信研究機構）

1．法人の名称

独立行政法人情報通信研究機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 通信・放送機構

統合する独立行政法人の名称 独立行政法人通信総合研究所

2．法人の目的

情報通信技術の研究開発の実施、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業の推進等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保・増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保・増進に資する。

3．職員の身分

国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 5 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 4 名、監事 2 名

統合する独立行政法人の役員の名称・数

理事長、理事 3 名、監事 2 名

5．業務の範囲（主な業務）

(1) 情報通信技術の研究開発

(2) 周波数標準値の設定、標準時の通報

(3) 無線設備の機器の試験・校正

(4) 高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供する研究開発施設の整備

(5) 通信・放送基盤技術に関する研究開発の委託

(6) 通信・放送事業分野に関する調査研究、照会・相談

(7) 通信・放送新規事業に係る助成金の交付

等

(3)までは、独立行政法人通信総合研究所が実施し引き続き実施する業務。(4)以下は、通信・放送機構が実施していた業務を引き継ぐもの。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

(1) 衛星管制業務

(2) 衛星所有業務

(3) 高度通信・放送研究開発に係る債務保証

(4) 有線テレビジョン放送番組充実事業に係る出資

(5) 受信設備制御型放送番組制作施設整備事業に係る出資

(6) 放送番組素材利用促進事業に係る出資

(7) 特別通信・放送基盤施設の整備に係る利子補給

(8) 人材研修事業に係る助成金の交付

6．法人設立予定時期

平成 16 年 4 月 1 日

独立行政法人国際交流基金法案（仮称）の概要

1. 法人の名称

独立行政法人国際交流基金

（参考）解散する特殊法人等の名称 国際交流基金

2. 法人の目的

独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に実施することにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

3. 職員の身分

非国家公務員

4. 役員の名称・数

理事長、理事 3 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 4 名、非常勤理事 2 名、監事 1 名

5. 業務の範囲（主な業務）

- （1）国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい
- （2）海外における日本研究に対する援助等及び日本語の普及
- （3）国際文化交流を目的とする催しの実施等
- （4）日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成等
- （5）国際文化交流を目的とする、施設に対する援助並びに物品の貸付け等
- （6）国際文化交流を行うために必要な調査及び研究

6. 法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人国際協力機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人国際協力機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 国際協力事業団

2．法人の目的

開発途上地域に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資すること

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、副理事長 1 人、理事 6 人、監事 2 人

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

総裁、副総裁 2 人、理事 12 人、監事 3 人

5．業務の範囲（主な業務）

(1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務

(2) 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償資金協力の実施の促進に必要な業務

(3) 開発途上地域の住民を対象とし当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とする国民等の協力活動を促進し、及び助長するための業務

(4) 移住者に対する援助及び指導等を実施するための業務

(5) 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与する業務

(6) 業務の遂行に必要な人員の養成及び確保の業務

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

(1) 開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するための業務

(2) 移住者に対する援助及び指導等を実施するための業務のうち、以下のもの

(イ) 海外移住に関し、相談に応じ、並びにあつせんを行うこと

(ロ) 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行い、並びに渡航のための宿泊施設の提供、引率その他の援助及び指導を行うこと

(ハ) 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行うこと

(ニ) 移住者若しくはその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対して当該事業に必要な資金を貸し付け、若しくは当該資金の借入れに係る債務を保証し、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること

(ホ) 海外において農業、漁業、工業その他の事業であつて移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体を除く。）に対して当該事業に必要な資金を貸し付け、又は当該事業のうち政令で定めるものに必要な資金を供給するための出資をすること

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日を予定

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人日本万国博覧会記念機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 日本万国博覧会記念協会

2．法人の目的

日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、同博覧会の成功を記念することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 2 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

会長、副会長 1 人、理事長、理事 5 人、監事 2 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。
- (2) 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する

法律の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人通関情報処理センター

（参考）解散する特殊法人等の名称 通関情報処理センター

2．法人の目的

国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 3 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事（常勤）4 人、理事（非常勤）3 人、監事 1 人

5．業務の範囲（主な業務）

（ア）国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

（イ）国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

（ウ）国際貨物業務（税関手続に係るものに限る。）に関連する業務を行う者の使用に係る電子計算機に当該関連する業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務（税関手続に係るものに限る。）を処理するために必要な情報を受信するため(1)の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。

（エ）(3)の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人科学技術振興機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人科学技術振興機構

（参考）解散する特殊法人の名称 科学技術振興事業団

2．法人の目的

新技術の創製に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究及び基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務並びに我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 4 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人の役員の名称・数

理事長、専務理事 2 人、理事 7 人、監事 1 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1)新技術の創製に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行う。
- (2)企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行う。
- (3)新技術の企業化開発について企業等にあっせんする。
- (4)科学技術に関する研究開発の成果の普及及びその活用の促進に関し、必要な助成及び援助を行う。
- (5)内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させる。
- (6)科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行う。
 - イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務
 - ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんし、助成し、及び援助する業務
- (7)科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。)
- (8)科学技術に関し、学習を支援し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進する。

（参考）解散する特殊法人の業務のうち廃止したもの

- ・外国の研究者の受け入れに係る支援、国内及び国外の試験研究機関への研究者の派遣業務
- 特殊法人等整理合理化計画に基づき、独立行政法人日本学術振興会に移管

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人理化学研究所法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人理化学研究所

（参考）解散する特殊法人等の名称 理化学研究所

2．法人の目的

独立行政法人理化学研究所は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 5 人以内、監事 2 人

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、副理事長 1 人、理事 5 人以内、監事 2 人以内

5．業務の範囲

(1)科学技術に関する試験及び研究を行うこと。

(2)前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(3)研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。

(4)科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

(5)前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

6．法人設立予定時期

平成 1 5 年 1 0 月 1 日

独立行政法人日本芸術文化振興会法案の概要

1．法人の名称

独立行政法人日本芸術文化振興会

2．法人の目的

芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術に公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 3 名、監事 2 名

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 芸術文化活動等に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
- (2) 劇場施設を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。
- (3) 伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。
- (4) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。
- (5) 劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人日本学術振興会法案（仮称）の概要

1. 法人の名称

独立行政法人日本学術振興会

（参考）解散する特殊法人等の名称 日本学術振興会

2. 法人の目的

学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ること。

3. 職員の身分

非国家公務員

4. 役員の名称・数

理事長、理事 2 人、監事 2 人

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

会長、理事長、理事 3 人、監事 2 人

5. 業務の範囲（主な業務）

(オ) 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。

(カ) 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

(キ) 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。

(ク) 学術の応用に関する研究を行うこと。 等

6. 法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）

（参考）解散する特殊法人等の名称 日本体育・学校健康センター

2．法人の目的

センターは、スポーツの振興及び児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童、生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 4 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 8 人、監事 2 人

5．業務の範囲（主な業務）

(1) 施設運營業務

・国立競技場、国立スポーツ科学センター等の運営

(2) スポーツ振興基金

・スポーツ団体、選手、指導者等に対する資金の支給等

(3) スポーツ振興投票

・スポーツ振興投票の実施、収益の配分

(4) 災害共済給付

・学校の管理下における児童、生徒等の災害について医療費、障害見舞金、死亡見舞金を支給

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

・学校給食用物資供給業務（諸条件を整えた後廃止）

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

（参考）解散する特殊法人等の名称

宇宙開発事業団

独立行政法人航空宇宙技術研究所

2．法人の目的

大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、副理事長 1 名、理事 7 名以内、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

宇宙開発事業団：理事長、副理事長 1 名、理事 7 名以内（うち非常勤 2 名以内）、監事 2 名以内

独立行政法人航空宇宙技術研究所：理事長、理事 2 名以内、監事 2 名

宇宙科学研究所：所長、（企画調整主幹（副所長格） 1 名）

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究
- (2) 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発
- (3) 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（人工衛星等）の開発等
- (4) 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用等
- (5) 成果普及
- (6) 施設設備の供用
- (7) 研究者及び技術者の養成、資質の向上
- (8) 大学における教育への協力

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人労働者健康福祉機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人労働者健康福祉機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 労働福祉事業団

2．法人の目的

療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する事項に係る研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事４名、監事２名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事４人、監事２人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 療養施設の設置及び運営。
- (2) 健康診断施設の設置及び運営。
- (3) 労働者の健康に関する事項に係る業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営。
- (4) 未払賃金の立替払事業の実施。

（暫定業務）

- (1) 療養施設の一部、休養施設及び労災保険会館の移譲、統合又は廃止。
- (2) 廃止する労働安全衛生融資及び年金担保資金貸付に係る債権の管理及び回収。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 労働安全衛生融資
- (2) 年金担保資金貸付（独立行政法人福祉医療機構に移管。）
- (3) 休養施設及び労災保険会館の設置及び運営。

6．法人設立予定時期

平成16年4月1日

独立行政法人福祉医療機構法案（仮称）の概要

1. 法人の名称

独立行政法人福祉医療機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 社会福祉・医療事業団

2. 法人の目的

社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とするともに、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。

3. 職員の身分

非国家公務員

4. 役員の名称・数

理事長、理事 4 人、監事 2 人

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、副理事長 1 人、理事 4 人（この他非常勤理事 2 名）、監事 2 人

5. 業務の範囲（主な業務）

- (1) 社会福祉事業施設の設置者等に対する資金の貸付け。
- (2) 病院等の開設者に対する資金の貸付け。
- (3) 社会福祉事業施設の設置者及び病院等の開設者に対する経営診断・指導事業。
- (4) 社会福祉振興事業者に対する助成。
- (5) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業の運営。
- (6) 心身障害者扶養保険事業の実施。
- (7) 年金担保貸付（年金受給権を担保とする貸付け）。

6. 法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
（参考）解散する特殊法人等の名称 心身障害者福祉協会

2．法人の目的

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 2 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数
理事長、理事 3 人、監事 1 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 重度知的障害者のための施設の設置・運営。
- (2) 知的障害者のための効果的な支援の方法に関する調査、研究。

6．法人設立予定時期

平成 1 5 年 1 0 月 1 日

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人勤労者退職金共済機構
（参考）解散する特殊法人等の名称 勤労者退職金共済機構

2．法人の目的

中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 4 名、監事 2 名
（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数
理事長、副理事長 1 人、理事 5 人、監事 1 人、非常勤監事 3 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 一般の中小企業退職金共済事業。
- (2) 特定業種（建設業、清酒製造業及び林業）に係る特定業種退職金共済事業。

（暫定業務）

- (1) 融資事業に係る債権の管理・回収事業。

6．法人設立予定時期

平成 1 5 年 1 0 月 1 日

独立行政法人雇用・能力開発機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人 独立行政法人雇用・能力開発機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 雇用・能力開発機構

2．法人の目的

労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営、勤労者の計画的な財産形成の促進等の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 5 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、副理事長 1 名、理事 5 名、監事 2 名

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 事業主に対する雇用管理に関する相談等。
- (2) 中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等。
- (3) 建設労働者の雇用管理の改善のための助成金の支給、研修等。
- (4) 公共職業訓練の実施。
- (5) 事業主等の行う職業訓練の援助等。
- (6) 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上についての労働者等に対する相談等。
- (7) 勤労者の財産形成を促進するための持家取得資金、教育資金等の融資業務等。

暫定業務（主なもの）

- (1) 移転就職者用宿舎・福祉施設の譲渡等の業務。
- (2) 雇用促進融資の廃止に伴う債権の管理及び債務者からの債権回収業務。
- (3) 旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法に基づく炭鉱離職者に対する援護業務。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの

- (1) 雇用促進融資業務。
- (2) その他身元保証等の業務。

6．法人設立予定時期

平成 16 年 3 月 1 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（仮称）

（参考）解散する特殊法人等の名称 日本障害者雇用促進協会

財団法人高齢者雇用開発協会の業務の一部（中央高齢者等雇用安定センターの業務）
を移管

2．法人の目的

高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行い、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 5 名以内、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

会長、理事 6 人、監事 2 人

財団法人高齢者雇用開発協会の役員の名称・数

理事長、理事 3 人、監事 2 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対する給付金の支給。
- (2) 高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助。
- (3) 障害者職業センターの設置及び運営。
- (4) 障害者雇用に伴う経済的な負担の調整を図るための納付金関係業務等。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 障害者に係る国際協力業務（JICAの後継法人に移管）。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人労働政策研究・研修機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人労働政策研究・研修機構（仮称）
（参考）解散する特殊法人等の名称等 日本労働研究機構
労働研修所（国の施設等機関）と統合

2．法人の目的

内外の労働に関する事情及び労働政策に関する総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の所掌事務を担当する職員等に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長 1 名、理事 3 名、監事 2 名
（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数
会長 1 名、理事長 1 名、理事 4 名、監事 2 名
労働研修所（国の施設等機関）の指定職
所長 1 名

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 労働に関する政策研究。
- (2) 労働に関する事務を担当する職員等に対する研修。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 民間でも可能な単純データ処理等の業務。
- (2) 政策の立案に直接的に資することのない純粹学術的な研究。
- (3) 国際交流事業（国際交流を目的とした労働関係実務者の招聘・派遣）。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案（仮称）の概要

1. 法人の名称

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（仮称）

（参考）解散する特殊法人等の名称 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構
国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター等と統合

2. 法人の目的

機構は、医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、及び国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興するとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資すること。

3. 職員の身分

非国家公務員

4. 役員の名称・数

理事長 1 名、理事 3 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長 1 名、理事 4 名、監事 1 名

5. 業務の範囲（主な業務）

（ケ）医薬品の副作用による健康被害の救済給付。

（コ）生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済給付。

（サ）医薬品・医療機器等に関する研究委託事業（特許権が受託者に帰属する形態で、従来の出融資業務に代えて導入。通称バイ・ドール委託事業）

（シ）希少疾病用医薬品等の開発振興のための助成。

（ス）保健医療分野における基礎的研究の振興。

（6）薬事法に基づく医薬品・医療機器等の審査等。

（7）医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、整理、提供等。

（8）スモン患者及び血液製剤による HIV 感染者に対する給付。

暫定業務

（1）旧機構が行ってきた出融資に関する承継業務。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

（1）出融資事業

6. 法人設立予定時期

平成 16 年 4 月 1 日

独立行政法人緑資源機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人緑資源機構

解散する特殊法人等の名称 緑資源公団

2．法人の目的

農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 5 人、監事 2 人

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 6 人、監事 2 人

5．業務の範囲（主な業務）

農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的として、

(七) 森林整備等のために必要な林道網の骨格となる林道を整備する事業

(2) 水源をかん養するために必要な森林を造成する事業

(3) 中山間地域において森林と農用地を一体的に整備する事業

(4) 旧農用地整備公団からの承継業務である農用地総合整備事業等を行うこと。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

N T T - A 融資事業

6．法人設立予定時期

平成 1 5 年 1 0 月 1 日

独立行政法人農業者年金基金法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人農業者年金基金

（参考）解散する特殊法人等の名称 農業者年金基金

2．法人の目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 2 人、監事 2 人

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 3 人・非常勤理事 3 人、監事 1 人

5．業務の範囲（主な業務）

農業者年金事業を行うこと。

6．法人設立予定時期

平成 1 5 年 1 0 月 1 日

独立行政法人農林漁業信用基金法案（仮称）の概要

1. 法人の名称

独立行政法人農林漁業信用基金

（参考）解散する特殊法人等の名称 農林漁業信用基金

2. 法人の目的

農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすることにより、農林漁業の健全な発展に資すること。

農業災害補償法及び漁業災害補償法に基づき、農漁業の共済団体が行う共済事業に係る共済金の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うこと。

3. 職員の身分

非国家公務員

4. 役員の名称・数

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人、監事 2 人

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長 1 人、副理事長 3 人、理事 7 人・非常勤理事 19 人、監事 1 人・非常勤監事 4 人

5. 業務の範囲（主な業務）

- (1) 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る農業者の債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る漁業者の債務の保証について保険を行うこと。
- (2) 融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れに係る林業者の債務を保証すること。
- (3) 農業災害補償法に基づき、農業共済団体が行う共済事業等に係る保険金の支払に関して必要とする資金の貸付けを行うこと。
- (4) 漁業災害補償法に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業に係る共済金の支払に関して必要とする資金の貸付けを行うこと。

6. 法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1. 法人の名称

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（現行の名称「独立行政法人農業技術研究機構」を変更。）

（参考）解散する特殊法人等の名称 生物系特定産業技術研究推進機構

2. 法人の目的

現在の独立行政法人農業技術研究機構の目的に、「民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資すること」及び「農業機械化促進法に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うこと」を追加する。

〔（現在の独立行政法人農業技術研究機構の目的）
農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与すること。〕

3. 職員の身分

現在の独立行政法人農業技術研究機構は特定独立行政法人であり、引き続き特定独立行政法人とし、その職員の身分は国家公務員とする。

4. 役員の名称・数

理事長、副理事長 1 人、理事 8 人、監事 3 人

（参考）現在の独立行政法人農業技術研究機構及び解散する特殊法人等の役員の名称・数

（現行）独立行政法人農業技術研究機構 理事長、副理事長 1 人、理事 7 人、監事 2 人

（解散）生物系特定産業技術研究推進機構 理事長、副理事長 1 人、理事 5 人・非常勤理事 3 人、監事 1 人・非常勤監事 1 人

5. 業務の範囲（主な業務）

現在の独立行政法人農業技術研究機構の業務に以下の業務を追加する。

- (1) 生物系特定産業技術に関する研究を行う民間企業への出融資を行うこと。
- (2) 生物系特定産業技術に関する研究を行う民間企業等への競争的資金の供給を行うこと。
- (3) 農業機械化の促進に資する業務を行うこと。

〔（現在の独立行政法人農業技術研究機構の業務）
農業技術分野の研究を行うこと。〕

6. 法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1. 法人の名称

独立行政法人水産総合研究センター（現行の名称を変更しない。）

（参考）解散する特殊法人等の名称 海洋水産資源開発センター
社団法人日本栽培漁業協会

2. 法人の目的

現在の独立行政法人水産総合研究センターの目的に、「海洋水産資源開発促進法第三条第一項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査等を行うこと」を追加する。

〔（現在の独立行政法人水産総合研究センターの目的）
水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与すること。〕

3. 職員の身分

現在の独立行政法人水産総合研究センターは特定独立行政法人であり、引き続き特定独立行政法人とし、その職員の身分は国家公務員とする。

4. 役員の名称・数

理事長、理事5人、監事2人

（参考）現在の独立行政法人水産総合研究センター及び解散する特殊法人等の役員の名称・数

（現行）独立行政法人水産総合研究センター 理事長、理事3人、監事2人

（解散）海洋水産資源開発センター 理事長、理事3人・非常勤理事3人、監事1人

（解散）社団法人日本栽培漁業協会 理事長、副理事長2人、理事17人、監事3人

5. 業務の範囲（主な業務）

現在の独立行政法人水産総合研究センターの業務に以下の業務を追加する。

- (1) 栽培漁業に関する技術の開発等を行うこと。
- (2) 海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査等を行うこと。

〔（現在の独立行政法人水産総合研究センターの業務）
水産に関する総合的な試験研究等を行うこと。〕

6. 法人設立予定時期

平成15年10月1日

独立行政法人農畜産業振興機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人農畜産業振興機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 農畜産業振興事業団、野菜供給安定基金

2．法人の目的

主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、副理事長 1 人、理事 6 人、監事 2 人

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

農畜産業振興事業団 理事長、副理事長 2 人、理事 15 人、監事 2 人

野菜供給安定基金 理事長、理事 3 人・非常勤理事 10 人、監事 2 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡し並びにこれに伴う保管等を行うこと。
- (2) 学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産業の振興に資するための事業に対し補助すること。
- (3) 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金の交付等を行うこと。
- (4) 野菜農業の振興に資するための事業に対し補助すること。
- (5) 生糸の輸入、輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し等を行うこと。
- (6) 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 生糸の流通の円滑化を図るための生糸の買入れ、保管及び売渡しを行うこと。
- (2) 飲用牛乳、乳製品、食肉、鶏卵等の需要の増進に関する業務を行うこと。
- (3) 乳業者等に対し債務の保証を行うこと。
- (4) 畜産の振興に資するための事業について、出資を行うこと。
- (5) 指定野菜の安定的な供給を図るための買入れ、保管及び売渡しを行うこと。
- (6) 野菜の安定的な供給を図るための保管施設の設置及び管理を行うこと。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1．法人の名称

独立行政法人情報処理推進機構

(参考) 解散する特殊法人等の名称 認可法人情報処理振興事業協会

2．法人の目的

プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 2 名、監事 2 名

(参考) 解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 3 名、監事 2 名

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) プログラム開発及び利用に関する業務を行うこと
- (2) 債務保証に関する業務を行うこと
- (3) 情報処理システムの安全性及び信頼性に関する技術上の評価を行うこと
- (4) 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること
- (5) 情報関連人材育成に関する業務を行うこと
- (6) 情報処理技術者試験に関する業務を行うこと

(参考) 解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 効率化プログラム業務
- (2) 融資業務

6．法人設立予定時期

平成 16 年 1 月 5 日

独立行政法人日本貿易振興機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人日本貿易振興機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 日本貿易振興会

2．法人の目的

我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、副理事長 1 名、理事 6 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、副理事長 1 名、理事 9 名、監事 2 名

5．業務の範囲（主な業務）

(1)貿易振興事業

貿易の振興、諸外国との円滑な通商関係を維持するために、
海外の経済・産業に関する基礎的情報の調査・情報収集及びその提供、
展示会・商談会等の開催及び参加支援、
貿易・投資・技術提携案件の発掘及びその具体化支援、
我が国の経済、貿易、投資等ビジネス環境に関する対外的広報
等を行う。

(2)アジア経済研究所事業

アジア地域等との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するために、アジア地域等の経済・産業・社会等についての調査研究及びその成果普及等を行う。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

「事業を真に必要なものに限定する」との整理合理化計画を踏まえ、輸入促進事業については更なる一部廃止を図り、対内直接投資促進、中小企業の海外ビジネス支援事業に重点化を図る。

6．法人設立予定時期

平成15年10月1日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 新エネルギー・産業技術総合開発機構

2．法人の目的

石油代替エネルギーに関する技術、エネルギー使用合理化のための技術その他鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に強調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、副理事長 1 名、理事 5 名（他、当分の間 1 名）、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、副理事長 1 名、理事 9 名（他、当分の間 1 名）、監事 1 名

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 石油代替エネルギー技術開発業務
- (2) エネルギー使用合理化技術開発業務
- (3) 鉱工業技術研究開発業務
- (4) 鉱工業技術研究開発助成業務
- (5) 石油代替エネルギー技術、省エネルギー技術の海外における実証業務
- (6) 石油代替エネルギー技術、省エネルギー技術導入助成業務
- (7) 石油代替エネルギー技術、省エネルギー技術情報収集業務等
- (8) 鉱工業技術に係る技術者養成及び研修業務
- (9) 鉱工業基盤技術試験研究業務
- (10) 福祉用具に係る技術の向上に資するものの助成業務等
- (11) 新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務保証業務
- (12) 特定アルコール販売業務

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 地熱資源の開発に必要な資金に係る債務保証
- (2) 海外炭探鉱に必要な資金の貸し付け
- (3) 海外炭資源開発に必要な資金に係る債務保証
- (4) 研究基盤施設の新規出資

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人中小企業基盤整備機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 中小企業総合事業団
地域振興整備公団
産業基盤整備基金

2．法人の目的

中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備すること。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 8 名、監事 3 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

中小企業総合事業団 理事長 1 名、副理事長 1 名、理事 8 名（他、当分の間 1 名）、監事 2 名

地域振興整備公団 総裁 1 名、副総裁 2 名、理事 7 名（他、当分の間 1 名）、監事 2 名

産業基盤整備基金 会長 1 名、理事長 1 名、理事 3 名、監事 2 名

5．業務の範囲（主な業務）

(1) 中小企業者の行う連携・共同化や集積の活性化に必要な設備資金の貸付

(2) 創業・経営革新支援のための出資

(3) 中小企業大学校における養成・研修

(4) 中小企業者の事業活動に係るアドバイス

(5) 小規模企業共済事業

(6) 中小企業倒産防止共済事業

(7) インキュベーション施設整備

(8) 新事業創出促進法等に基づく債務保証

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

(1) 高度化施設譲渡

(2) 機械類信用保険

(3) 地方拠点振興事業

(4) 研究開発体制整備法に基づく債務保証

(5) 技術移転機関(TLO)に対する助成金等（国直轄化）

6．法人設立予定時期

平成 16 年 7 月

独立行政法人水資源機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人水資源機構

（参考）解散する特殊法人等の名称 水資源開発公団

2．法人の目的

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、水資源開発促進法の規定による水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的供給の確保を図ることを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、副理事長、理事 5 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

総裁、副総裁、理事 8 人、監事 2 人

5．業務の範囲（主な業務）

水資源開発基本計画に基づく水資源の開発・利用のための施設の新築（水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築。

次の施設の管理等

- 機構が新築・改築した施設
- 機構が承継した水資源開発公団が設置した施設
- 機構が承継した旧愛知用水公団が設置した施設
- 上記施設との一体的な管理が水資源の利用の合理化に資する施設（委託に基づく場合）

委託に基づく水資源の調査等

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- 水の供給量を増大させる水資源の開発又は利用のための施設の新築（経過措置として、着手済事業等を行うこととする。）

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人国際観光振興機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人国際観光振興機構（仮称）

（参考）解散する特殊法人等の名称　国際観光振興会

2．法人の目的

国際観光振興機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事4名、監事2名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

会長、副会長1人、理事5人、監事2人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。
- (2) 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。
- (3) 通訳案内業法第五条の二第一項の規定により同法第三条の試験の実施に関する事務を行うこと。
- (4) 国際観光に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。
- (6) 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十一条に規定する業務を行うこと。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 日本人海外観光旅客に対し、旅行の安全に関し配慮すべき事項について、情報の提供を行い、及び相談に応じて案内を行うこと。

6．法人設立予定時期

平成15年10月1日

独立行政法人自動車事故対策機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人自動車事故対策機構（仮称）

（参考）解散する特殊法人等の名称 （認）自動車事故対策センター

2．法人の目的

自動車事故対策機構は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者の身体的又は財産的被害の回復に資するための支援等を行うことにより、自動車事故の発生防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 3 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事 4 人、非常勤理事 2 人、監事 1 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 自動車運送事業の運行管理者に対する指導講習の実施
- (2) 自動車の運転者に対する適性診断の実施
- (3) 療護センターの設置及び運営
- (4) 介護料の支給
- (5) 交通遺児等貸付け
- (6) 自動車事故の発生防止及び被害者保護に関する調査研究・成果普及

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人海上災害防止センター（仮称）

（参考）解散する特殊法人等の名称　海上災害防止センター

2．法人の目的

独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、海上に流出した油の除去等海上災害の発生及び拡大を防止するための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材を保有し、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 2 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

会長、理事長、理事 4 人、監事 1 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 油の排出・船舶火災などの海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示または船舶所有者等の委託を受けて油防除、消火等を実施すること。
- (2) 防除資機材の備え付けを義務付けられた船舶所有者に代わり、油回収船及びオイルフェンス等の防除機材を全国に配置し、船舶所有者の利用に供すること。
- (3) タンカー等の船舶乗組員、石油、電力等エネルギー関連施設の職員を対象に消防、油、有害液体物質の防除等の海上防災能力の向上のための訓練を行うこと。
- (4) 海上防災のための措置技術についての調査研究と資機材の開発を行い、その成果を普及すること。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人空港周辺整備機構（仮称）

（参考）解散する特殊法人等の名称 空港周辺整備機構

2．法人の目的

独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事 4 名、監事 2 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、副理事長 1 人、理事 7 人、監事 1 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行うこと。
- (2) 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。
- (3) 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第一種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。
- (4) 周辺整備空港に係る住宅の騒音防止工事に関し助成を行うこと。
- (5) 周辺整備空港の設置者の委託により、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務を行うこと。

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

(1) 共同住宅建設事業

経過措置として、当分の間、機構は既存の共同住宅の管理及び譲渡を行うことができることとされている。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案（仮称）の概要

1．法人の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（仮称）

（参考）解散する特殊法人等の名称　運輸施設整備事業団及び日本鉄道建設公団

2．法人の目的

鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、副理事長、理事 8 名、暫定理事 2 名、監事 3 名

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

運輸施設整備事業団

理事長、理事 6 人、監事 2 人

日本鉄道建設公団

総裁、副総裁 1 人、理事 9 人、監事 2 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1)新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等
- (2)船舶の共有建造
- (3)高度船舶技術の研究開発及び実用化支援
- (4)運輸分野に関する基礎的研究
- (5)鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付
- (6)旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用等の支払

（参考）解散する特殊法人等の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1)特定係留船の共有改造
- (2)船舶等の改造融資
- (3)代替建造資金の借入れ等に係る債務保証
- (4)共有近海船の建造業務
- (5)鉄道施設の建設等事業への無利子貸付け（ ）
経過措置を定める。

6．法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1．法改正の趣旨

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、地方公務員災害補償基金について、地方公共団体が主体となって業務運営を行うこととするため、所要の規定の整備を行う。

2．法人の名称

地方公務員災害補償基金
（参考）現行と同じ。

3．法人の目的

常勤の地方公務員について、公務上又は通勤による災害に対する補償を実施し、並びに被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行う。

（参考）現行と同じ。

4．職員の身分

非国家公務員
（参考）現行と同じ。

5．役員の種類・数

理事長1名、理事4名（うち常勤1名）、監事1名（役員の種類・数については現行と同じ。）
現在大臣任命となっている理事長及び監事について、地方公共団体の自主的選任へ変更

6．業務の範囲（主な業務）

常勤の地方公務員又はその遺族に対する災害補償及び福祉事業の実施

7．施行予定時期

平成15年10月1日

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案の概要

1．法人の名称

日本私立学校振興・共済事業団

(参考)改正前の名称 同上

2．法人の目的

私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

理事長、理事9人、監事2人

(参考)改正前の役員の名称・数

理事長、理事12人、監事2人

5．業務の範囲(主な業務)

(1)私立大学等経常費補助金の交付事業

(2)学校法人等に対する貸付事業

(3)経営・教育条件情報支援事業

(4)私立学校教職員共済法の規定に基づく共済事業(年金・医療等の給付事業、福祉事業)

6．措置予定時期

平成15年10月1日

放送大学学園法案（仮称）の概要

1. 法人の名称

学校法人放送大学学園

（参考）解散する特殊法人等の名称 放送大学学園

2. 法人の目的

放送等により大学教育を行う放送大学を設置・運営し、またその教育に必要な放送等を行うことにより、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえるとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ること。

3. 職員の身分

非国家公務員

4. 役員の名称・数

私立学校法第35条に基づく役員（理事、監事）

（参考）解散する特殊法人等の役員の名称・数

理事長、理事7人（うち非常勤3）、監事2人（うち非常勤1）

5. 業務の範囲（主な業務）

(1) 放送大学の設置

(2) 放送大学における教育に必要な放送（委託放送業務を含む。）

(3) 附帯する業務

6. 法人設立予定時期

平成15年10月1日

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案の概要

1. 法改正の趣旨

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日・閣議決定）に基づき、社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、所要の規定の整備を行う。

2. 法人の名称

社会保険診療報酬支払基金
（参考）現行と同じ

3. 法人の目的

診療報酬請求書（レセプト）の迅速適正な審査支払及び老人保健法等に基づく拠出金等の徴収、市町村への交付金の交付を行う。

4. 職員の身分

非国家公務員

5. 役員の名称・数

理事長、理事、監事

（参考）民間法人化に伴い役員の数等に関する規定を廃止し、選出は大臣の委嘱から大臣の認可に変更。現行の役員の名称・数は理事長1名、理事16名（うち常勤4名）、監事4名。

6. 業務の範囲（主な業務）

- (1) 診療報酬請求書の審査支払
- (2) 老人保健法等に基づく拠出金等の徴収と交付金の交付

7. 主な改正事項

- (1) 政府の拠出を含む基本金規定の廃止
- (2) 財産目録・事業状況報告書を大臣の承認から大臣への提出のみとする

8. 施行予定時期

平成15年10月1日

日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1．法人の名称

日本勤労者住宅協会

（参考）改正前の名称 日本勤労者住宅協会

2．法人の目的

日本勤労者住宅協会は、勤労者の蓄積した資金をその他の資金とあわせて活用し、勤労者に居住環境の良好な住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、もって勤労者の住生活の安定向上に寄与することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の種類・数

役員として、理事長、副理事長、理事、監事を置くこととする。

役員の数については、定款で定める。

（参考）改正前の役員の種類・数

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 7 人、監事 3 人

5．業務の範囲（主な業務）

(1) 勤労者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

(2) 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

（参考）改正前の業務のうち廃止したもの（主なもの）

該当なし

6．施行予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案（仮称）の概要

1．法人の名称

日本下水道事業団

（参考）改正前の名称 日本下水道事業団

2．法人の目的

日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備を促進し、もって生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

役員として、理事長、副理事長、理事、監事を置くこととする。

役員の数については定款で定める。

（参考）改正前の役員の名称・数

理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 6 人、監事 2 人、非常勤理事 3 人

5．業務の範囲（主な業務）

- (1) 地方公共団体の委託に基づく終末処理場等の建設
- (2) 地方公共団体の委託に基づく下水道施設の設置等の設計
- (3) 地方公共団体の委託に基づく下水道の維持管理等に関する技術的援助
- (4) 地方公共団体の委託に基づく下水道の工事の監督管理及び終末処理場等の維持管理
- (5) 国及び地方公共団体の下水道技術職員の養成・訓練
- (6) 下水道の設計担当者等の技術検定
- (7) 下水道に関する技術開発及び実用化のための試験研究等

（参考）改正前の業務のうち廃止したもの（主なもの）

- (1) 二以上の地方公共団体の終末処理場における下水道の処理過程において生じる汚泥等の処理経過措置として、既設の処理施設については、地元地方公共団体との調整・協議を経た上で、地元地方公共団体に移管することとされており、それまでの間は、日本下水道事業団において引き続き行うこととする。

6．施行予定時期

平成 15 年 10 月 1 日

東京地下鉄株式会社法案（仮称）の概要

1．法人の名称

東京地下鉄株式会社（仮称）

（参考）解散する特殊法人等の名称

帝都高速度交通営団

2．法人の目的

東京地下鉄株式会社は、東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營することを目的とする。

3．職員の身分

非国家公務員

4．役員の名称・数

法定はしない

（参考）解散する帝都高速度交通営団の役員の名称・数

総裁 1 人、副総裁 1 人、理事 5 人以上、監事 3 人以上

5．業務の範囲（主な業務）

東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業

6．法人設立予定時期

平成 16 年 4 月 1 日